

**新宮町公式 LINE 構築・運用業務委託
実施事業者選考公募型プロポーザル実施要項**

令和6年 4月

福岡県糟屋郡 新宮町

目次

1. 公募型プロポーザル方式で提案を求める趣旨.....	1
2. 業務概要.....	1
3. 提案の審査及び契約の方法.....	1
4. 提案参加資格.....	1
5. 実施要項及び仕様書に関する質問.....	2
6. 提案への参加申し込み及び辞退.....	2
7. 提案書の作成等.....	3
8. 優先交渉権者の選考.....	5
9. 実施事業者選考のポイント.....	5
10. 結果通知について.....	6
11. その他.....	6

1. 公募型プロポーザル方式で提案を求める趣旨

新宮町(以下、「本町」という。)では、最新情報や緊急情報、各種サービスに関する情報を迅速かつ直接、住民の手元に届け、また住民アンケートの実施や質問応答など、双方向のコミュニケーションを行うことを目的に、新宮町公式LINEによる情報配信システムの構築を行う。

このため、情報発信を強化し、住民サービスを充実させるよう、民間事業者による創意工夫を生かした提案を受け、最適な事業者を選考する。

本要項はそのための実施方法について定めたものである。

2. 業務概要

(1) 事業名:新宮町公式LINE構築・運用業務

(2) 業務内容:「新宮町公式LINE構築・運用業務に係る仕様書」のとおり

(3) 履行期間:

新宮町公式LINE構築業務委託 契約締結日の翌日から令和6年9月30日まで

新宮町公式LINEシステム利用 令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

(4) 予算限度額:1,320,000円(構築業務及び6か月分システム利用料合計。消費税等含む)

上記金額は、発注予定額ではなく、最大事業規模を示すものであり、公式LINE構築及び運用開始から令和7年3月31日までに係る運用・保守に必要な全ての経費を含むものとする。

なお、契約に際しては、提案の内容と本町の意向について協議、調整を行い双方合意のうえ、随意契約による契約を行う。また、各契約書等に記載する項目の詳細は、優先交渉権者と協議のうえ、決定するものとする。

3. 提案の審査及び契約の方法

公募により、「新宮町公式LINE構築・運用業務委託事業者選考プロポーザル」の提案を受け、本町で組織する選考委員会(以下「委員会」という。)において、提出された提案書等の審査を行い、最も優れた提案を行った者を新宮町公式LINE構築・運用業務委託契約の優先交渉権者とする。

契約に際しては、提案の内容と本町の意向について協議、調整を行い双方合意のうえ、随意契約による契約を行う。また、各契約書等に記載する項目の詳細は、優先交渉権者と協議のうえ、決定するものとする。

4. 提案参加資格

参加資格を有する者は、提案書の提出時点において、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

ただし、審査結果の決定日までに備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には、失格とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「地方自治令」という。)第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 過去2年以内に同規模以上の地方公共団体への公式LINEの導入実績を有すること。

- (3) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きの開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立がなされていないこと。
- (5) 所得税又は、法人税、法人市民税、固定資産税、法人事業税、消費税及び地方消費税のほか、義務付けられている税を滞納していないこと。
- (6) 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処されている者がいる法人等でないこと。
- (7) 本事業の実施にあたり、本事業の趣旨を十分に理解し、必要とされる業務経験等を有した者を従事させ、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。
- (8) 専門技術者等、十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有している者であること。
- (9) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与する(プライバシーマーク)または情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証を取得していること。
- (10) 本町での指名停止の措置を受けていないこと。
- (11) 新宮町暴力団排除条例(平成22年新宮町条例第6号)第2条に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあってその役員が暴力団員でないこと。

5. 実施要項及び仕様書に関する質問

電子メールに添付された「質問書」(様式1)による質問のみ受け付けし、次のとおり受付、回答を行う。

(1) 受付期間

令和6年4月25日(木曜日)午前8時30分から5月7日(火曜日)の午後4時までの間。

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く

(2) 提出先

新宮町政策経営課

(3) 提出方法

電子メール(提出先電子メール :shinseiden@town. shingu. fukuoka. jp)

電子メールの件名は、「【会社名】新宮町公式LINE構築・運用業務に係る質問書」と明記すること。

なお、質問のメールを送付してから24時間以内(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く)に、受領確認の返信メールが届かない場合は、電話等による問い合わせを行うこと。

(4) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、5月9日(木曜日)までに質問者全員に対し、電子メールにて通知する。

(5) その他

受付期間経過後の質問及び指定した方法以外の方法での質問は一切受け付けない。

電話での質問は原則として受け付けない。

6. 提案への参加申し込み及び辞退

提案への参加を希望する者は、必要事項を記入のうえ以下のものを提出すること。ただし、令和6年度

入札参加者資格を有する者は、④から⑥までは省略することができる。

- ①「提案参加申込書」(様式2)
- ②「参加資格調書」(様式3)
- ③「業務実績調書」(様式4)
- ④「委任状」(様式5)
- ⑤「履歴事項全部証明書(登記簿)」の写し
- ⑥「国税、都道府県税、市町村税の未納のない証明書」(写し可)

また、提案参加申込書提出後に提案を辞退する場合は、「辞退届」(様式6)を提出すること。

(1) 提案参加申込書の提出期間

令和6年4月22日(月曜日)から5月14日(火曜日)までの間。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

(2) 提出先

新宮町役場 政策経営課

所在地 〒811-0192 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1-1

電話：092-962-0230

FAX：092-962-2078

(3) 提出方法

上記提出先へ原則郵送又は配達等による。

なお、持参する場合は、令和6年5月14日(火曜日)午後5時までに提出すること。

(4) 参加資格審査結果通知

参加資格審査は受付後随時行い、結果は審査終了後に提案参加申込書(様式2)の連絡先に記載されているメールアドレスに通知する。

7. 提案書の作成等

(1) 提出書類

提案に際し、提出を求めるものは次の①～②の書類及び同内容のPDFファイルとする。なお、作成にあたっては「9. ポイント」を考慮すること。

提出する書類の大きさはA4サイズとする。また、PDFファイルはCD-R等へ書き込み、書類と一緒に提出すること。

- ① 提案書
- ② 見積書

【提出書類の説明】

■ 提案書(任意様式)

ア. 次に提示した提案書の項目に従い、内容を具体的に記述すること。

(提案項目、記載のポイント)

- (ア) 表紙 : 事業名、社名及び参加資格審査結果通知番号を記載すること。
- (イ) 提案コンセプト : 本業務を提案するにあたってのコンセプトを記載すること。
- (ウ) 業務体制 : 導入及び運用に係る業務体制を記載すること。
- (エ) 基本機能 : 基本機能について、活用例も示した内容を記載すること。
- (オ) 提案機能 : 仕様書に定めのない事項で、新宮町に適すると思われる機能や提供可能なAPI連携等の提案などがあれば、記述すること。
- (カ) 構築に関する支援 : 運用開始までの支援や職員研修について記載すること。
- (キ) セキュリティ : セキュリティ確保やインシデント発生時の対応を記載すること。
- (ク) スケジュール : サービス提供までのスケジュールを記載すること。
- (ケ) 運用保守 : アクセス状況などの分析問い合わせ対応について記載すること。
- (コ) その他 : 本事業に関連し、提案事項があれば記載すること。

■ 見積書（任意様式）

見積書には、令和6年度に係る経費総額を提示すること。なお、次の項目について詳細な内訳を明示した内訳書及び参考経費を提出すること（内訳書には提案内容に係る金額は全て含めること）。なお、見積額には消費税等額を含めて記載すること。

ア. 初期構築経費（操作研修に係る費用を含む）

イ. システム利用経費（運用・保守費用含む）（令和6年10月から令和7年3月までの月額）

ウ.（参考経費）運用・保守経費（令和7年度以降の年額見込額）

(2) 提出書類の受付期間

令和6年5月15日（水曜日）午前8時30分から5月24日（金曜日）午後5時までの間。

ただし、土曜日、日曜日を除く

(3) 提出先

6(2)に同じ。

(4) 提出方法

6(3)に同じ。

なお、持参する場合は、5月24日（金曜日）午後5時までに提出すること。

(5) 提出部数

製本1部及び提出書類一式のPDFファイルを保存したCD-R等

(6) その他

提出期限後の提案書の追加・修正・差し替えは一切認めない。

8. 優先交渉権者の選考

(1) 選考方法

優先交渉権者は、委員会において選考し、詳細は別途通知する。

優先交渉権者の選考にあたっては、提案書に基づく提案内容のプレゼンテーション及び提案内容についてのヒアリングによる審査を実施する。なお、委員会の構成員については、非公開とする。

(2) 審査日程等

- ① 日時: 令和6年5月29日(水曜日)
- ② 場所: 新宮町役場 3階大会議室
- ③ 時間: 参加1社あたり説明時間は30分以内、質疑時間は10分を予定

(3) 事業者の選考

評価基準に基づき、各委員の評価点の合計により順位をつけ、最も合計点の高い者を優先交渉権者として選考する。合計点数が最も高い者が複数であるときは、選考委員の合議による比較審査を行い、評価項目に加算もしくは減算を行い、合計点の優劣をつけ、順位を決定するものとする。

なお、提案が1者の場合においても審査を実施するものとし、その場合、合計点数が総合計点数の60%以上でなければ優先交渉権者として認めないものとする。

(4) その他

- ① 審査会場の入室は3人までとする。
- ② プレゼンテーションの内容は、提出した提案書等の内容とし、追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。
- ③ 正当な理由なく、審査に参加しなかった者の提案は無効とする。
- ④ 大型モニター・HDMIケーブルは本町で準備するが、パソコン等は参加者で準備すること。

9. 実施事業者選考のポイント

- (1) 本業務に対する理解度、取り組み姿勢
- (2) 本町各課局の意見を十分に理解し、最適な提案がなされているか
- (3) 今後、長期にわたり本町と連携することとなるパートナーとしての安定性、適格性
- (4) 将来の環境変化にも柔軟に対応できる民間の創意工夫を活かした魅力的なサービスの提供について、展開案や将来の計画案が盛り込まれているか

10. 結果通知について

- (1) 選考の結果は、令和6年5月31日(金曜日)選考結果通知書により通知する。
- (2) 失格
 - ① 提案書等必要な書類をその提出期限内に提出しない場合
 - ② 「4. 提案参加資格」を満たしていないと判断される場合
- (3) 評価内容及び経過に関する問合せについては、一切公表しないものとする。

11. その他

- (1) 提案に係る一切の費用は、提案参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しないものとする。なお、提出された書類等は、当該審査以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (3) 本提案の審査は新宮町公式LINE構築・運用業務委託実施事業者の内定(優先交渉権者決定)のために行うものであり、提案内容は尊重するものの、契約等の際には協議を行い、双方合意に至った場合に各契約等を締結するものとする。
- (4) 契約は、新宮町公式LINE構築業務委託契約及び新宮町公式LINEシステム利用料(運用・保守含む)とする。